

【ウォーターサーバーの当選商法について】

近年から懸案事項とされておりますウォーターサーバーの当選商法ですが、平成 25 年 9 月に国民生活センターより公表され、社会問題として大きく取り沙汰されています。

これは主にショッピングセンターやレジヤ施設などでくじ引きを行い、「ウォーターサーバー本体」が当選するも水ボトルの定期購入の契約に誘導するといった商法です。

当選商法のパターンとしては「当選」という優位性を際立たせ、高揚感を煽り、契約内容の説明（解約により発生する費用や定期購入）も不十分のまま契約といった特徴があります。

通常の街頭や施設での催事販売は、ウォーターサーバー業界だけではなく、携帯電話や有線放送など他業種でも企画されている活動ではありますが、契約合意に至るには当然の事ながら契約についての重要事項の説明は販売員の責務とされています。

ネイフィールウォーターではお客様に商品やご契約内容をご理解いただいた上でご契約させていただきます。

年々高まるウォーターサーバーの需要に伴い、一部の悪質な商法が横行しているのが現状です。現在ネイフィールウォーターをご利用中のお客様、新規ウォーターサーバーの導入をお考えの方にはご心配事かと存じますが、ネイフィールウォーターでは過去含め、現在も当選商法は行っておりませんのでご安心ください。

今後とも、よりよい商品とサービスのご提供をさせていただき所存でございますので、ネイフィールウォーターを何卒宜しく願いいたします。